

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 神内 陽子

論 文 題 目

インドネシアにおける少年非行と教育
—フクム・アダット・イスラームからのアプローチに
着目して—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	服部美奈
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	吉川卓治
名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授	松本麻人

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本論文は、インドネシアにおける少年非行および少年の更生のための教育の実態を、法多元主義の観点、すなわちフクム(hukum, 国家法)、アダット(adat, 慣習法)、イスラームにもとづくアプローチと、それら相互の関係性に焦点を当てて明らかにすることを目的としている。本論文における少年非行の概念は、①インドネシアの現行法で規定された刑事責任年齢である 12 歳以上 18 歳未満の少年による犯罪行為、②12 歳未満の少年による触法行為、③虞犯、④虞犯性はないものの少年に相応しくないと見なされる、いわゆる不良行為の4つを広く含むものとされる。

従来の研究において少年非行の問題は、それが刑事司法制度と関わることから一般にフクムの問題として扱われてきた。しかし、本論文ではインドネシアのローカルな文脈で展開してきた少年非行へのアプローチ、つまりアダットとイスラームからのアプローチを考察することの重要性が指摘されている。ムスリム(イスラーム教徒)が 9 割近くを占めるインドネシアでは、寄宿制の伝統的イスラーム教育機関ポンドック・プサントレンの影響が知られているが、これらプサントレンの中には、非行少年の更生の場としての機能を果たしているものがある。またインドネシアでは、合議を通して全会一致の合意(mufakat, ムファカット)を目指す慣習的な意思決定メカニズムとしてのムシャワラ(musyawaharah, 合議)が広く実践されており、これが少年の逸脱行動と、それによって引き起こされた住民間の摩擦(揉め事)への対処法として機能している。宗教および地域の慣習に則った少年非行問題へのアプローチは、フクムの領域におけるアプローチとは異なる問題解決と教育のあり方を可能としており、その機能は近年の少年司法改革の中で再評価され、フクムの枠内で、あるいはフクムとの関係において新たな展開を見せている。本論文では、これらのアプローチにおける少年非行の捉え方や少年の更生のための取り組みを教育学のテーマとして対象化し、インドネシアの少年非行をめぐる教育的営みの実態を描き出そうとしている。

本論文の研究課題は以下の3点である。第一に、インドネシアの少年司法制度史上大きな転機となった 2012 年少年刑事司法制度法(Undang- Undang Nomor 11 Tahun 2012 tentang Sistem Peradilan Pidana Anak、以下 SPPA 法)の導入経緯と制度的構造を明らかにし、SPPA 法による少年司法改革の意味を考察することである。第二に、アダットとイスラームそれぞれの文脈における少年非行の捉え方と、少年の更生のためのアプローチを、それらとフクムとの間の関係性に着目しつつ明らかにすることである。第三に、フクム、アダット、イスラームから成る多元的な法の状況下で展開する少年非行と教育、そして更生を、少年の視点から捉え直すことである。本論文の調査対象地域は、バンテン州、ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、中ジャワ州、東ジャワ州、ジョグジャカルタ特別州から成るジャワ 6 州のうち、ジョグジャカルタ特別州を除いた 5 州である。また、研究方法として、政府および民間の関係機関/施設における文書や統計データの収集、参与観察とともに、関係者(少年およびその家族、地域住民、宗教指導者、矯正職員、警察官、裁判官、弁護士、その他の児童保護・教

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

育・福祉関係者ら)へのインタビューを行っている。

本論文は、序章と終章のほか、7章から構成される。第1部を構成する第1章～第4章においてはフクムからのアプローチ、第2部を構成する第5章と第6章においてはアダットとイスラームからのアプローチ、第3部を構成する第7章においては非行と更生についての少年の語りを取り上げられている。

第1章では、17世紀初頭に始まるオランダ植民地期から、少年司法に関する初の法律が定められた1990年代後半までを対象とし、2012年にSPPA法が制定される以前のインドネシアにおける少年司法の歴史が概観されている。

第2章では、ポスト・スハルト期(1998-)における児童保護制度改革の経緯とともにSPPA法の成立および少年処遇の枠組みについて考察されている。SPPA法による改革の要点は、少年の最善の利益を優先し、少年事件へのダイバージョン(通常の裁判手続きからの離脱)の適用を原則とするとともに、その条件として修復的司法にもとづく当事者間の合意形成、すなわちムシャワラ(合議)を定めたこととされる。本章の考察を通して、SPPA法が揉め事の解決のためのアダットをフクムの枠内に位置づけたこと、そして本法がローカルな文化的多様性を維持しつつ、少年司法の国際準則を参照したフクムによる改革を目指すものであったことが明らかにされている。

第3章では、SPPA法施行下における少年の処遇の実際を、警察や検察と連携して少年事件を扱う法務人権省管轄のBAPAS(矯正指導所)と、少年の更生支援を担うLPKS(社会福祉施設)での調査をもとに考察している。ダイバージョンの実施にあたって重要な役割を果たすBAPASのPK(社会指導官)は、一貫して少年の更生支援に関与する。本章の考察を通して、現地の慣習をよく知るPKら法執行官が「中立的な」聞き手となり、少年にとっての最善の利益の観点から事件の当事者双方の利害を調整していること、また彼らは文化の「翻訳者」として、輸入された概念としての修復的司法を、ムシャワラ文化をもつインドネシアの文脈に巧みに置き換えていることが明らかにされている。さらにダイバージョンの措置や保護処分の判決を受けた少年の受入れ先である5つのLPKSの事例からは、これら施設が地域の人的・物的資源を利用しつつ、理念や内容、指導方法などに関して多様な教育を行っていることも明らかにされている。

第4章では、SPPA法施行下の少年処遇のもう一つの側面として、ダイバージョンの適用を受けずに有罪判決を受けた少年を収容する成人刑務所(LAPAS)および少年刑務所(LPKA)での教育が考察されている。少年たちは成人刑務所で、基本的に成人受刑者と同じ処遇プログラムに参加し、同様の手続きで評価を受けている。一方、中ジャワ州のクトアルジョ少年刑務所をはじめとするジャワの5つの少年刑務所では、SPPA法施行下で「少年に優しい」施設を目指した改革が進められており、外部の教育機関や宗教団体等と連携しながら、フォーマル教育やノンフォーマル教育、宗教教育、職業訓練などの各種プログラムが提供されて

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

いることが明らかにされている。また第3節では、児童保護法違反の罪により刑務所に収容された少年の事例が取り上げられ、近年の児童保護制度改革によって浮上した新たな問題が指摘されている。

第5章では、少年非行問題への慣習的アプローチとして、少年非行を含む村落内の問題をアダットに則って解決しようとする住民主体の取り組みが考察されている。一つ目の事例は、女性のエンパワーメントおよび児童保護政策の一環として 2016 年より県下の全 302 村・4 町に導入された東ジャワ州ジョンバン県のポスコ・サンブンラサ(Posko Sambung Rasa)というプロジェクトであり、二つ目の事例は、警察と市民の協働の下で地域の諸問題を解決するための機関として全国的に設置されたFKPM(警察・市民パートナーシップフォーラム)という取り組みである。これらの考察を通して、ムジャワラによる合意形成が問題解決の要とされていることが明らかにされている。

第6章では、タレカットのプサントレンとして知られ、非行少年および薬物依存症者のための独自の更生施設をもつ西ジャワ州のポンドック・プサントレン・スルヤラヤ(Pondok Pesantren Suryalaya)を事例に、少年非行問題への宗教的アプローチが考察されている。具体的には、1980 年代以降、国内における薬物乱用の社会問題化を背景に、政府からの承認を得て次々と設立された青少年更生施設イナバーに焦点をあて、その理念と実践が考察されている。イナバーの考察からは、治療を受ける少年の大半が保護者からの申し出により委託された者であり、その「問題行動」は薬物乱用のほか、飲酒や喫煙、両親への反抗的態度、同性愛など多岐にわたること、またイナバーの更生プログラムは外界から隔離された状況下でひたすら神と向き合う厳格なタレカットの実践を特徴とすること、集中的な治療が終わると一部の少年は継続指導寮や下宿へ移り、タレカットの行を継続しつつスルヤラヤの運営する各種の学校に通うことが明らかにされている。

第7章では、東ジャワの 2 人の少年の「自伝」と、語りに対する解釈が試みられている。本章で取り上げられているのは、東ジャワのマドゥラを拠点とする窃盗団のメンバーとして盗みを繰り返したために逮捕された A 少年の物語と、同じく東ジャワでアナック・パンク(Anak Punk, パンクの少年)と呼ばれるストリートチルドレンとして路上生活を送り、強盗傷害事件に関わって逮捕された B 少女の物語である。A 少年の物語は、彼が SPPA 法の施行前と施行後の両時点で刑事司法プロセスを経験したという点で本法による少年司法改革の意味と法施行下の処遇の実態を少年の視点から改めて描き出すものでもある。B 少女の物語もまた、SPPA 法下の少年処遇の実態を表している。

終章では、4つの観点、具体的には(1)SPPA 法による少年司法制度改革の意味、(2)少年非行問題への慣習的および宗教的アプローチとフクムとの関係性、(3)少年非行と教育をめぐるフクム、アダット、イスラームの境界線、(4)インドネシアにおける非行、教育、更生、の観点から本論文の結論が提示されている。具体的には第一に、法多元主義の観点からみると、

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

SPPA 法はフクムを通じてアダットが活性化されるというアダット復興の一例であると同時に、文化的多様性をもつインドネシアにおいてフクムによる上からの改革を推し進めるうえでも意味をもっていたこと、第二にフクムとアダットの関係はムシャワラを用いた少年非行問題への慣習的アプローチの事例からも読み取ることができること、さらに宗教的アプローチではイスラームとフクムの間にも相互補完的な関係が成り立っていることが明らかにされている。第三に、少年非行問題へのフクム、アダット、イスラームそれぞれの領域からのアプローチは、少年の逸脱行動に直面した人々にとってそれぞれ排他的に独立した選択肢ではなく、適宜選びとられ、必要に応じて組み合わされるものであること、第四に、少年個々人に視点を移すと、フクム、アダット、イスラームそれぞれのアプローチから想定されるものとは必ずしも一致しない、非行と教育、そして更生に関する独自の物語があることが指摘されている。

本論文の特色と学術的意義は、以下の点である。

- (1) 従来、少年非行の問題は刑事司法制度との関連で一般にフクムの問題として扱われてきたが、本論文は、フクム・アダット・イスラームからのアプローチに着目し、これらのアプローチにおける少年非行の捉え方や少年の更生のための取り組みを教育学のテーマとして対象化し、インドネシアの少年非行をめぐる教育的営みの実態を描き出そうとした点に独創性がみられる。
- (2) インドネシアの少年司法制度史上大きな転機となった SPPA 法の導入経緯と制度的構造、SPPA 法による少年司法改革の意味、さらにアダットとイスラームそれぞれの文脈における少年非行の捉え方と少年の更生のためのアプローチを、フクムとの関係性に着目しつつ明らかにした点で先行研究にはない新たな知見を提供している。
- (3) 少年非行に関する多分野にわたる国内外の議論を丁寧に整理し、先行研究の蓄積を充分にふまえた上で、教育学の視点から少年非行を論じている。
- (4) 従来見落とされがちであった少年の視点から、多元的な法の状況下で展開する少年非行と教育そして更生の意味が問い直されている。
- (5) 現地での長期にわたるフィールドワークを通してのみ得られる貴重な一次資料や関係者へのインタビューによって、少年非行と教育の問題を重層的に捉えることに成功している。

本論文に対して、審査委員からは以下のような疑問点と指摘がなされた。

- (1) 従来のアダットは明確な成員からなるコミュニティのもとで機能してきたのであり、SPPA 法下で実践されるアダットとは異なるのではないか。本論文で取り上げた成功事例は、伝統的なアダットとコミュニティが比較的維持されている農村部に限定されるのではないか。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

- (2) フクムを通じてアダットを復興すると言及しているが、SPPA 法のもとで行われるムシャワラは作られたムシャワラであり、それは本当にアダットの復興といえるのか。
- (3) SPPA 法の制定過程において反対論はなかったのか。
- (4) フクムとイスラームの関係を「相互補完的な関係」としているが、事例として取り上げられているプサントレン・スルヤラヤと政府は実際に協働関係にあるといえるか。人的なネットワークの要素が強いのではないか。
- (5) 本論文ではジャワを調査対象としているが、インドネシアにおけるジャワの位置づけをもう少し明確にするべきではないか。
- (6) 少年非行の問題に学校や教師は関与しないのか。そうであればなぜか。
- (7) フクム、アダット、イスラームからのアプローチを取り上げているが、他の宗教(たとえばキリスト教)によるアプローチはないか。
- (8) 「文化的な多様性」が具体的にどのように非行や教育、更生の問題と結びついているのか、もう少し説明が必要ではないか。

審査委員からのこれらの指摘に対し、博士学位申請者は研究の限界や課題についても十分に認識しており、質疑に対する回答も適切かつ妥当なものであった。また、指摘された課題は今後の研究によって対処していくことが可能であるとした。

以上の結果を総合し、審査委員は全員一致して、本論文を博士(教育学)の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。